

会 議 録

会議名		令和3年度 第6回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)		児童青少年課
開催日時		令和3年9月28日 (火) 19時00分～20時20分
開催場所		オンライン会議
出席者	委員	鈴木委員長、下田副委員長、大澤委員、中山委員、鈴木委員、松川委員、田畑委員、坊本委員、田口委員、沢村委員、大島委員、大村委員、馬場委員
	事務局	野村学童保育係長
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 利用者アンケートについて (2) 次年度予算要望について (3) 加配部分の補助員（無資格者）について (4) 委託事業者募集要項（スケジュール）（案）について (5) プロポーザルの審査基準（採点表）（案）について (6) その他 3 閉会
配布資料		【資料 3-17】 補助員（無資格者）の条件（案） 【資料 3-18】 小金井市立学童保育所運営業務委託事業者募集要項（案） 【資料 3-19】 小金井市立学童保育所運営業務委託プロポーザル評点票（第1次審査用） 【資料 3-19】 小金井市立学童保育所運営業務委託プロポーザル評点票（第2次審査用） 【資料 3-19】 小金井市立学童保育所運営業務委託事業者選考審査基準（案） 【資料 3-20】 令和4年度予算編成にあたっての要望書
議事		1 開会 ・鈴木委員長からの開会挨拶、議題の紹介 2 議題 (1) 利用者アンケートについて (市) 利用者アンケートについて、再度経過をご説明いたします。前回の運営協議会にて、利用者アンケートについて、下記のとおり議論したところです。 (市) 『平成27年から委託が始まったことから、9所で毎年同じ項目で取るようになった。もともと委託所が直営と同じような

形で運営できているかの確認を含めて、おおむね一昨年までは、ほぼ概ね順調との結果の報告と、施設に対するご意見が多かったので、一定アンケートとしての役割を終えたと判断し、令和2年度の運営協議会で、お子さんが在籍中の3年に1回アンケートをとればとの議論で決定したところである。アンケートの結果が例年ほぼ一緒という状況になったので、令和2年度の運営協議会の中で、当時の委員には、ご理解いただいたと市は理解している。もし、現状メンバーも変わった中で、他のご意見があればそれは検討することも可能である。との説明を受けて、一度学保連で検討頂けないかとのことで、検討を頂いたところである。』

(ここまでが前回の議論)

(市)

『その後、学保連にて持ち帰った結果、意見としては、一律で3年ごとに一回としてしまうと委託学童のタイミングなどがうまく合わない可能性も考えられることや、アンケートの情報を参考にしている父母もいるということから出来れば毎年を継続していただくか、アンケートの実施自体の負担が大きいようであれば例えばアンケート方法をオンラインに切り替えたり、対象を絞る（ここは検討が必要だとは思いますが例えば2年生対象とするなど…）など工夫をすることで出来るだけ頻度を下げ過ぎずに実施する方向で考えられないかのご意見が出た』と報告を頂いた。

(市)

市として、昨年度一度決定した事項であるものの、父母からの様々な意見が出たことを踏まえ、慎重に決めたいところ。しかしながら、先に申し上げているとおり、アンケートの結果にここ数年同じような結果が続いており、一定役割を終えたと認識している。学童・事務局側の負担も考慮し、委員に実施する意図を改めて確認し、内容を決定したい（例えば、どういう結果が得られるために実施するのか）。

(学)

委託と直営の学童保育所の保育が比較できるところはアンケートの大切な意義と感じている。委託して数年経っているが、今年度はみどり学童の他にも新たに第3学童が始まっているところもある。年々環境が変わっていく中で、これまで通りの保育が継続できているのか、問題点がどこにあるのかというのを、継続して見ていくのは大切だし、我々にとっても非常に参考になっている。

良いアンケートだと思うので続けていただきたい。学童間の違いや同じ学童でも第3学童など今後変化が出てくるので、そ

ういったところを見ていける良いアンケートだと思っている。

(市)

令和3年度、第3学童が3所において今回始まったということで、まえはら学童とさくらなみ学童からも意見をうかがいたい。

(学)

数年アンケート結果に変化がないということだが、第3学童が始まったり、今後、指導員の補助員が入ったりなどで環境に変化が出てくるので、その中で保育に変化がないかを見ていくことに意義があると思っている。

もう一つ、質問になるが、アンケートを取った後にどう活用するかということ、例えばアンケートを取った後にこの協議会の場で意見交換をすとかはされていたのか。されていたとすればそれは非常に意味のあることだと思う。昨年と変わったことなどに対して、それはなぜかということも議論できるし、何かあれば各学童で持ち帰って議論することもできる。そういった活用という意味でも意義があると思う。

(学)

さくらなみ学童でも変化が多いからこそ、利用者の考え方や思いをアンケートで回答すべきと捉えている。あとは他の学童の意見と同感。

(市)

アンケート結果を活用しているかというところだが、過去にこの運営協議会で活用していたところはある。アンケート結果を確認して、備考の自由記載欄を確認しあっていた。

令和2年度に第3学童を開始した、たまむし学童はいかがか。

(学)

たまむし学童としても、アンケートを行う意義はあると考えている。ここ数年同じ結果が続いているということだが、ここ数年で児童数も増えたり、第3学童も始まり、変化が大きい時期ではあるので、むしろこの時期にアンケートを取って、意見を吸い上げる方に意義があると考えている。

(市)

これも考え方だが、意見として毎年にしてほしい、または対象を絞るという意見が出ている。市で決定するというのも一つの手だが、事務局や学童の負担も考えると、対象を絞ることも考えているが、いかがか。

(学)

2年生を対象を絞るという意見も出したが、1年生だと学童に入ったばかりでわからないことが多かったり、3年生だとすぐに卒所になってしまうので、2年生が良いかと思っている。

対象を絞れば、集計の手間が省けたり、楽になるのではないかと思う。オンライン化ができれば、数も関係なく集計も楽になると思う。

(学)

オンライン化することにより負担は大きく減る。数も沢山集められるようになると思う。オンライン化にどれぐらいの時間がかかるかというところも検討してもらいたい。負担を減らしたくて、短期的にオンライン化が難しいということであれば、対象を2年生に絞ってアンケートを取るのも一つの手だとは思う。

(市)

2年生対象にという案も出ているが、対象学童は絞った方が良いか。

(学)

全学童のアンケートを取れると、正確な比較ではないが各学童の様子がわかるので、全学童を取ることには意義があると思う。

(学)

アンケートを取るところでは、直営と委託の比較が重要だと思う。対象学童を絞ることで比較が難しくなってしまう、アンケートの目的が失われてしまうのではないか。一律で行い、各学童の実際の状態がどうなのかを比較することが良い。第3学童の意見についても、一律で行った方が比較や共有ができると思う。

(学)

上手くいっている時は良いが、何か問題があった時には各学童で参考にできるので、一律で行った方が良い。

(市)

各学童の意見としては、一律で行った方が良いということ、あとは対象を絞るというところが意見として出ているが。

(学)

現在、紙ベースで集計しているが、実際に集計にどれぐらいの時間を要しているのか。

(市)

児童青少年課の学童保育係が正規職員2名で色々な運営している。コロナ禍でこれまでになかった事務対応も出てきているので、質問項目の作成や各学童との調整等を行い、配布、回収、集計も含めると一定程度の時間は要している。オンライン化を行っても自由記載の意見等の整理に関しては、紙ベースでもデータでも変わらないと考えている。そういったことも考えると、アンケート自体に時間がかかるところはある。

時間の関係もあり、今日いただいた一律で取る、対象学年を絞るといった部分についても、市で一度預かり、検討したい。

(2) 次年度予算要望について

(市)

学保連会長から市長あてに令和4年度予算編成にあたっての要望書(資料3-20)をご提出頂いた。

今回も多く要望を頂いたと認識している。施設の個別状況を見て、出来る限り予算反映に向け、努力して参りたい。

(学)

今回、予算要望書の作成にあたり、指導員の先生に意見を聞いた際に、指導員の方からは市の方に要望を出していると言った。今回学保連からの要望を出すにあたっては、指導員がすでに出しているものの再確認と漏れや追加があったものを載せていたり、父母会側の視点として必要だと考えているものを載せて出しているが、指導員の方からもすでに出ているものもあって、若干意思疎通が不十分な点もあるが、継続して出させていただいている。

(学)

あかね学童は指導員からも出しているが、なかなか承認されずに進んでいないので、同じ内容のものを出してほしいと言われている。あかね学童のB館について、修繕の依頼が基本になっている。新築の建物にも関わらず、修繕が必要な状態。普通の建物であれば保証期間内だと思うが、それを利用して速やかに修繕できないか確認をしたい。

(学)

みどり学童の役員から、昨年のもものがほとんど実施されなかったこともあり、昨年のもんに加えて今年出てきたオンラインでコミュニケーションが取れるような設備だとか、そういった意見を加えた形になっている。特に安全に関する照明やセキュリティ対策など重要なところがなぜ対応してもらえないのか、役員でも不満が出ている。もし、実現できないとなった場合にはより詳しい説明が必要。前向きにご検討いただきたい。

(学)

補足だが、学保連として出しているものに対して、財政的なものや優先度からなかなか実現できないところも多々あるという状況に対して、できるだけのお願いにはなるが、実施されなかった項目に対して、なぜ実施されなかったのか、また実施できる見込みがあるとするならいつぐらいになるのか、そういったところも可能な限り、お伝えいただくようなことがお願いできないかというところ。難しい状況は理解するが、それが示されないと、結果的に毎年同じような要望を出さざるを得ないので、そういったところもご検討いただきたい。

(市)

今いただいた意見の中で、あかね学童のB館についての話だが、建築営繕課に依頼して業者の方に見てもらっているという状況はある。その中ですぐにできること、できないことや今回の建築にかかっている部分やかかっていない部分が混在していることもあり、一応中での手続きは進めているが、皆さんの目に見えるような状況にはなっていないと思うので、同様の要望が出ていると思うが、内部の方では担当と話している。

街路灯など色々な部分での安全対策だが、外に電気をつけると、そこが溜まり場になるという状況も聞いたことがあり、電気をつけた方が良いのか、つけない方が良いのか、そういう状況もあって暗くなっているところもある。

皆さんからいただいた意見を拝見させていただいて、今後の予算要求の際にも参考にしたいので、要望としてお預かりしたい。ただ、財政状況としてなかなか厳しいところもあり、9学童全ての要望を予算措置していくとかなりの金額になってしまうところがある。あとは計画的にやっていくと考えているところもあるので、指導員からいただいている要望、皆さんからいただいている要望を拝見してやっていきたいと思っている。今日のところは要望書をお預かりしたい。

(市)

副委員長より、指導員からの予算要望を年度末にあげているという話があったが、指導員から予算要望をいただくのもこの時期になっているので、お伝えしておきます。

(学)

学童の指導員から市に予算の要望をしているが、学保連から市に要望をあげる時も指導員にヒアリングを行っている。その際に指導員の方から、市から学保連を通して要望をあげないようと言われていたという話も聞いている。それは学童からすでに市に要望があがっているため、父母会と重複しないようにする意図があると考えて良いか。また、そういった注意が実際

にされているのか、確認したい。

(市)

基本的には、指導員には市の方で直接来年度の要望という形で取っているところはある。父母会からの要望は、保護者としての要望として出していただく意味はある。特に指導員から父母会を通して出してはいけないということではないが、指導員は指導員で仕事として要望を出している。そういったところで、分けているのが基本的なところである。

(学)

そういうことであれば、来年度以降、要望を出す際に指導員へのヒアリングを行い、漏れや追加の意見を聞いて参考にすることは問題ないか。

(市)

現在は指導員からも要望を受けているが、指導員から話を聞いて父母会として要望を出すことは構わない。

(3) 加配部分の補助員（無資格者）について

(市)

前回実施のプロポーザルとの大きな違いは、(案) さわらび学童保育所運營業務概要 p9 (5) 指導員の配置のうち、また、以降の記述で「入所児童数及び障がいのある児童の入所数に応じて、(2) の職員配置基準に従い指導員を加配すること。なお、この場合の加配指導員については、資格の有無は問わない。」と記載しております。補助員に関する記述となります。こちらはまだ市でも検討段階ですので、変更する可能性があります。

(学)

資格の有無を問わないというのは、保護者としてはやや抵抗がある。何かしらの経験や研修の受講状況であったり、子どもを預ける以上保護者としては、客観的な指標があり、資格がなくてもその条件を満たす人など条件があった方がよいという感想である。

(市)

補助員の条件については、内部で検討している状況である。例えば、子育て経験があることや大学で子どもの関係を学んでいるなどを検討している。

(ここまでが前回の議論)

(市)

補助員採用時の条件 (案) について、記載している。

また、補助員に予定している担当業務の例示と前回の運営協議会にて、お知らせした他市の調査結果の抜粋を再度掲載しております。前回の運営協議会でもお伝えしたが、こちらの条件や担当業務などはまだ（案）であるため、変更する場合があります。

（学）

学保連側からとしては、正規職員の有資格者で募集をかけると中々集まらないという状況に対する改善策ができないか、という意見がある。具体的に何をどうするかという話はできていない。住宅手当のような待遇を改善するかそういう対応を市側で出来ないか、募集に対してモチベーションがつくような条件に出来ないか等の意見は出ていたので検討をお願いしたい。

また、この件について継続して意見を出させてほしいが、決定のタイミング、スケジュールはいつになるのか教えていただきたい。

（学）

確認だが、この条件は加配職員に対する考え方という認識で良いか。

（市）

これまでもお話ししていたとおり、加配配置に対してのもの。基本的な配置職員に関しては資格職ということになっている。例えば障がい加配や入所人数が増えたことに対する加配で、有資格者が雇用できない場合は無資格の補助員という形を入れたいと考えている。基本的には資格職を入れていくという形にしながら、雇用ができない場合に補助員を入れていきたい。

（学）

障がい児対応という点で、障がい児に対する対応の不安がある。医療的な部分など勉強されている方がより安心安全ではないか。無資格者が障がい児対応を行うことについては抵抗を感じる家庭も多いのではないかと思う。

もう一点、あかね学童の場合、学童数が200を超えており、100名以上で加配ということを見ると、あかね学童は何名の加配になるのか、安心安全な保育を考えた時に加配職員の割合など、どのように考えているのか、現段階でわかれば教えてほしい。

（市）

雇用する時の目的としては、障がい加配とか増員分の加配ということで、名目としては入るが、実際にはシフトの関係もあって、その人が固定で見るとかというところのようなことはなく、

皆で見ているという状況。資格職だから資格職じゃないからということではなく、皆で見ているということ。学童運営の中で、そのように分担して行っている。障がい加配で採用されても、必ずしも障がい児だけを見るということではなく、皆で見えていくなかで補助に入ってもらおうという形になる。

(学)

募集をかける時は障がい加配として募集をかけるようになるのか。

(市)

職員を募集する時に障がい加配という募集の仕方はしない。割合に関しては、契約書の中に、何人以上の時に何人配置するという形にはなっているが、割合については、全体の中でも1～2人ということになる。あかね学童の場合は人数も多いので、なるべく資格職をというところはあるが、具体的な割合は全体に対して数名というところだと思う。

(学)

100名に対して、プラス1名とか2名ということか。

(市)

委託所の場合は20人に一人で加配しているが、何人というよりは全体で何人以上という形を取っているのであれば、事業所の方で判断して、それ以上雇用して入れている場合もあるかもしれない。

(学)

障がい児の加配の部分が無資格者というのは少し引かかるところ。運用自体は柔軟に対応していると思うが、職員を増やすということでは障がい加配を理由にした時に、無資格者を採用するということは保護者の感情としては違和感がある。もう一点は、大規模化で200名を超える学童もある中で、100名に基本配置となっていると、加配職員の方が、割合的に多くなってしまわないか。それがこれまで小金井市が行ってきた配置の方針とずれてしまわないかと思う。今までと大きく変わらないように、上限を設けるとか、何らかの工夫があっても良いのではないか。

(市)

来年度のプロポーザルの仕様変更で加配についての仕様の見直しから変わっていくということになる。今既に委託契約を行っている学童については更新の時に変わっていく、すぐに見直しが来ないところは次の見直しまでは現状のままでいくということになる。

(学)

一旦ルールになってしまうとそれを踏襲していくと思われるため、ある程度大規模化を想定したものを検討したほうが良いということ。

(学)

あかね学童は今回のプロポーザルには直接関係はないが、前例ができるとそれを基準に進んでいくと思う。委員も2年間の任期で変わってしまうため、ある程度長期的な視点で、割合とか基準で示していただいた方が良い。担当が変わるたびに同じ話をしていては時間ももたないないので、長期的な基準で、この場で話ができれば良いと思っている。

(市)

あかね学童のことだが、全体で見れば200という数になっているが、5所という形になっているので、合わせて200とみるのではなく、一施設の人数でいくので、200に対してのことではない。あかね学童に限らず、他のところもそうだが、一つの施設としてみていくと、定員が80とか120とかいうところになるが、一つの育成室という形でみれば、40とか30とかという数字になっているので、そこの中での単位という見方になってくる。

(学)

そうすると、あかね学童の場合、各施設40名ということになると、加配の人数の定義から外れるということになる。100名以上というのは、何に対してのものなのか。

(学)

育成室で分けて考えると、100名を超えるところはなくなってしまおうと思う。全体の人数でカウントするのだと思う。そうでないと、適用される学童がなくなってしまう。

(学)

加配自体が必要ないということになってしまう。

(市)

一旦、預かりとさせていただき、整理をさせていただきたい。

(4) 委託事業者募集要項（スケジュール）（案）について

(市)

委託事業者募集要項（案）につきましては、今回初めて提供

したところですが、前回（あかね・まえはら・みどり学童）実施のプロポーザルの募集要項（案）とスケジュール感は、ほぼ変わらない状況であることをお伝え致します。まだ、日付けの未定部分があり、〇〇となっている点がございますが、ほぼこの様な形で実施する予定です。

（学）

このスケジュールで来年度進めていくということで良いか。

（市）

そのような形で考えている。

（学）

保護者が参加できるのは、どのフェーズなのか。精査する委員には入らないが、説明会に参加してそこで意見を出せるのか、そういう位置付けなのか。

（市）

いままでの例で言うと、要項や採点の基準については、年度中に決定をする。運営協議会の方で議論をして、今年度中に要項と審査基準をまとめるという形になる。前回の2回目のプロポーザルについては、5月に説明会をさせていただいた。それは、主に変更した点があったので、変更点とスケジュールを30～40分ぐらいかけて、説明をさせていただいた。その後、一次審査、二次審査と審査していくが、プロポーザルを実施する時には傍聴はできる。ですので、皆さんの意見をまとめるのは今年度中という形になり、要項等は順次お見せをしている。前回は9月ぐらいには学保連としてこうしてほしいと要求をいただいて議論してきた経過があるので、今回取り入れてほしい意見等がある時には、早めの提案をさせていただいて、この運営協議会で議論していく。要項等は今年度中に決定していくという流れになる。

（学）

質問の主旨としては、プロポーザルの説明会があって、複数来た場合に、どちらが良いとか、その意見を保護者が出せるのかということなので、要項とは関係なく、プロポーザルが始まった時に、保護者の意見を出すチャンネルがどのくらいあるのかということだと思う。意見は説明会とかで出すしかないのか。説明会は事業者と保護者が直接対話したり、質問のやり取りは可能なのか。

（市）

基本的には、要項をまとめる、それをまとめてホームページにあげて業者選定をしていくが、業者の選定をするのは極端な

話、市役所の職員と、前は学識経験者という形で、保護者の方からこの方はどうかということで、その方に入っていて業者の選定をしている。ですので、業者の選定に関しては保護者の意見はなかなか聞けないというのが結論になる。

(学)

スケジュールにある事業者説明会というのは、市が要項を業者に説明する会ということか。

(市)

その旨で理解していただければ良い。あとは施設を見たりとか、そういった形の説明会となる。

(学)

保護者に対する説明というよりか事業者に対する説明ということか。

(市)

そういうことになる。

(学)

審査の場に傍聴として、保護者が参加することはできるが、審査そのものには参加することはできないということか。

(市)

業者のプロポーザルの提案というのは保護者も聞くことはできる。ただ、審査のやり取りとか、審査員が業者に質問したりとか、そういうところは非公開という形になり、あくまでも市の方と学識経験者を入れて、その中で決定をし、ある程度の状況が進んだ段階で、運営協議会に報告をしているのが今までの流れになる。

(学)

審査の段階に全て傍聴できるのではなく、業者の説明部分だけ傍聴ができるということか。

(市)

スケジュールの10月の一週間のうちの1日というところだけ、プロポーザルの提案だけは聞けるということになる。

(市)

この内容について、質問がある場合には後日、メール等で寄せていただければと思う。

(5) プロポーザルの審査基準（採点表）について

(市)

「プロポーザルの審査基準（採点表）（案）について」につきましても、今回初めて提供したところですが、前回（あかね・まえはら・みどり学童）実施のプロポーザルの審査基準（採点表）（案）と、ほぼ変わらない状況であることをお伝えする。

(6) その他

(市)

学校が学級閉鎖になった時の対応についてということで、話をさせていただきたい。

8/27に文科省の方から、学校で児童・生徒・教員が新型コロナウイルスへの感染が確認された場合のガイドラインというものが通知で出ている。それを受けて学校の方も学級閉鎖・学年閉鎖についての対応をということで、学校の方から保護者に通知が出ているかはわからないが、学校の中で対応を検討していくという通知が出されている。

実際に学童の方の対応がどうなっていくのかというところで話をさせていただく。学校の方で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等になった場合に、学童は基本的には、学級閉鎖の場合、濃厚接触者・陽性者がいない場合は通常通り開所になる。ただ、当該学級の子は登所ができないという形になる。それ以外の学級・学年の子は登所ができる。

学年閉鎖の場合も当該学年の子は登所ができない。それ以外の学年の子は登所ができる。学校閉鎖の場合については、学年も学級も問わず、登所はできないという形になる。これは感染症状がなくてもうつらない・うつさない・人の集まる場所への外出は控えるという学級閉鎖等の主旨により、当該学級・学年のみ一定期間出席停止という状況になるため、その期間については、その当該児童は学童保育所の利用はできないという形になる。その場合の育成料等は日割り対象という形になる。

学級閉鎖の在籍による施設の利用開始の目安ということだが、学級閉鎖等が解除になった場合に、濃厚接触者でなかった児童も同様ということで解除になる。また、陽性者と濃厚接触者の児童については、体調が回復して、保健所や医師の指示で学校への登校が出てから来られるようになる。

平日の午前中に児童の陽性が判明して、午後から学級閉鎖となる場合も想定できるが、この場合は基本的には学校対応で、保護者の方に連絡をするという形になる。その当該学級に在籍する児童の引き取り場所については、学校で連絡して、学校で引き渡しとなる。学級閉鎖等の当該学級以外の児童については学童に影響がない場合は通常通りに受け入れを行うという形に

なる。ただ、発熱・咳・鼻水・喉の痛み等、流行する感染症の症状がある児童については速やかに受診していただき、適切な診断を受けていただくとともに、学童保育所の利用は控えていただくというところ。

学童からの利用についてのごお願いということになるが、児童や同居の方が発熱等で体調が優れない時には、利用を控えていただきたいと思っている。それから、児童が発熱37.5℃以上あった時には速やかに学童に報告をいただくとともに、解熱後24時間以上経過して、風邪の症状等が改善されるまでは利用を控えていただきたい。それから同居家族が新型コロナウイルスの疑いによりPCR検査を受けた場合には速やかに学童保育所に報告していただくとともに、陰性が確認されるまで児童も利用を控えていただくという形をお願いしたい。

これから保護者宛ての通知を考えたいと思っている。文書での配布になると思っているので、そちらもできたら見ていただきたい。このところで、東京都の感染状況もかなり減ってきているところもあるので、学級閉鎖や学年閉鎖もすぐに起きる状況ではないと思っているが、コロナの関係はいつどうなっていくかわからないところもあるので、学校の対応が学童にも影響が出てくるというところは、ご承知いただければと思う。

(学)

メールシステムの配信があって登録したと思うが、今話していただいたような内容を、メールシステムを活用して発信する予定か。

(市)

これまでもコロナの関係は夏休み中いろいろな対応があつて、8月中は試行的にということで、メールシステムもまだ登録していない方も多かったが利用をさせていただいた。全員登録をしていないということもあつたので、父母会にも協力をしていただいて、並行して送らせていただくという形を取っている。これから、緊急の対応ということについては、メールシステムで送っていくことはやっていくので、メールをよく確認していただきたいたが、見ていただけない場合もあるので、メールシステムに登録していただくことと見ていただくことに気を付けていただければと思う。

(学)

予算要望の件で、指導員から要望を聞いて、父母としてヒアリングをして役員で要望を考えるが、市に学保連として提出する場合に、父母からの意見として色が出た方が、父母が望んでいるという形で、差別化して出した方が市としては良いのか。その方がより要望がわかりやすいという受け取り方で良いか。

(市)

要望事項については、こういう要望が出ているということは我々の方でも確認させていただいている。ただ、どうしても優先順位をつけなければならないというところも出てくることがあるので、なかなか予算化されないという状況が確かにある。

施設のところでいくと、計画的にやらなければならないというところもあるし、備品関係も他に大きなものを買わなければいけないとか、どうしても壊れたものを優先しなければならないので、要望としては出させていただいて、我々も予算化できるように頑張りたいとは思っている。なかなか期待に添えないというところがこれまでの状況なので、そういった形で出させていただければ、受け止めていくところもあるのでお願いしたい。

(学)

コロナの話だが、前回あった学童の方の非公開の対応の話があったが、それはそれで続行して、今回のものと合わせ技でやっていくということで良いか。

(市)

基本の方針として持っているものなので、内容については閉所の基準としての考え方があるので、今回の文科省からの通知の内容と、併せ持ったところで対応していくということに変わりはない。

(学)

前回の学童の方は、ガイドラインが非公開ということだったが、これも併せて通知されるということで良いか。

(市)

前の方針の方は非公開という形で、口頭で話をさせていただいて、会議録の中には載っているので、そこを見ていただきたいと思います。今回の学校の学級閉鎖等に伴う対応については、文書を作って何とか出したいと思っているので、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。

3 閉会

(市) 次回は、10/26(火)ということで、緊急事態宣言も解除になっていると思うが、対面とオンライン会議の併用でいくかというところは副委員長と相談させていただきたい。

以上で本日の議題は終了。令和3年度第6回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。